

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
記載要領及び留意事項	記載要領及び留意事項
<p>外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書（C - 2130）</p> <p>「申告価格」欄には、仕入書等によるC I F価格を記載する。 「申告者住所氏名印」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。</p> <p>外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を行う場合には、「積込船（機）名」欄には、積み込もうとする船舶等の所有者名又は管理者名を、「積込年月日」欄には、積込みの期間をそれぞれ記載することとする。</p>	<p>外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書（C - 2130）</p> <p>「申告価格」欄には、仕入書等によるC I F価格を記載する。 「申告者住所氏名印」欄に記載される申告者は、船用品又は機用品を積み込もうとする者であれば足り、船長、機長、シップチャンドラー、石油会社その他船（機）用品の販売者のいずれでもよい。なお、これらの購入者又は販売者以外の者が業としてこれを行う場合は、通関業者でなければ申告することはできない。</p> <p>外国貨物である船用油（燃料油に限る。）を1月分について包括的に積込む申告を行う場合には、次の事項について積み込もうとする船舶ごとに申告書記載欄に記入する。なお、一の申告書において記入することが困難である場合には、これらの事項を記載した別紙を申告書に添付し提出して差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 積込船名、船舶の種類、国籍、純とん数及び航海日数 (2) 旅客数及び乗組員数 (3) 蔽置場所及び倉入、移入又は総保入番号 (4) 積込場所、積込年月日及び積込方法 (5) 品名、数量、申告価格及び統計品目番号
<p>輸出申告書（C - 5015 - 1、- 2）（輸出手続統一様式）</p> <p>統一様式の対象手続と位置づけ</p> <p>輸出申告書（C - 5015 - 1、- 2）（輸出手続統一様式）（以下「輸出手続統一様式」という。）は、輸出手続関連省庁（財務省、農林水産省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を両省間で共通化したものである。</p> <p>具体的には、輸出申告書（税関）、輸出検査申請書（動物検疫）、植物等輸出検査申請書（植物防疫）が対象となる。</p> <p>また、輸出手続統一様式は、輸出申告書（C - 5010）の使用を妨げるものではない。</p> <p>統一様式の構成及び使用方法</p> <p>(1) 輸出手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式（C - 5015 - 1）と税関独自の事項を記載する個別様式（C - 5015 - 2）に分かれる。</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>(2) 輸出申告は、共通様式（C - 5015 - 1）と個別様式（C - 5015 - 2）を二枚一組にして税関窓口へ必要な部数を提出する。</p> <p>(3) 共通様式（C - 5015 - 1）については、税関のほか動物検疫所又は植物検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式（C - 5015 - 1）は複写しても差し支えないが、押印（自署）については複写を認めない。</p> <p>(4) 共通様式（C - 5015 - 1）の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに押印する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えばよい。</p> <p>(5) 上記のほか、輸出手続統一様式に係る記載要領及び留意事項については、前記「輸出申告書（C - 5010）」に規定されているところに従うものとする。</p> <p style="margin-left: 40px;"><u>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）</u> <u>（C - 5025 - 1、- 2）（輸入手続統一様式）</u></p> <p><u>統一様式の対象手続と位置づけ</u> <u>輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5025 - 1、- 2）（輸入手続統一様式）</u>（以下「<u>輸入手続統一様式</u>」という。）は、<u>輸入手続関連省庁（財務省、農林水産省、厚生労働省）ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を各省間で共通化したものである。</u> <u>具体的には、輸入申告書（税關）、輸入検査申請書（動物検疫）、植物、輸入禁止品等輸入検査申請書（植物防疫）、食品等輸入届出書（食品衛生）が対象となる。</u> <u>また、輸入手続統一様式は、輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）（C - 5020）の使用を妨げるものではない。</u></p> <p><u>統一様式の構成及び使用方法</u></p> <p>(1) 輸入手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式（C - 5025 - 1）と税関独自の事項を記載する個別様式（C - 5025 - 2）に分かれ る。</p> <p>(2) 輸入（納税）申告は、共通様式（C - 5025 - 1）と個別様式（C - 5025 - 2）を二枚一組にして必要な省庁に必要な部数を提出する。</p> <p>(3) 共通様式（C - 5025 - 1）については、税関のほか動物検疫所、植物検疫所及び検疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式（C - 5025 - 1）は複写しても差し支えないが、押印（自署）については複写</p>	(新規)

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p><u>を認めない。</u></p> <p>(4) <u>共通様式（C - 5025 - 1）の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入するとともに押印する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えばよい。</u></p> <p>(5) <u>上記のほか、輸入手続統一様式に係る記載要領及び留意事項については、前記「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)(C - 5020)」に規定されているところに従うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>臨時開庁手数料軽減区域届出書（C - 8035）</u></p> <p>「届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設（主要なもの）の名称及び所在地」欄には、臨時開庁手数料の軽減を受けようとする地方公共団体が設定する区域（以下この項において「届出区域」という。）に所在する外国貨物又は輸出をしようとする貨物の積卸し又は運搬ができる港湾施設、空港施設その他貨物の流通のための施設（以下この項において「港湾施設等」という。）であつて主要なものの名称及び所在地を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数（実績）」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、届出の日の属する年又はその年の前年までの過去3年間ににおける各年のいずれかの年において365回以上ある場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年における臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「臨時開庁承認の回数（見込み）」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出区域が貿易の振興に資するため特に必要があるものとして財務大臣が定める場合に該当することその他の事情を勘案して、届出の日の属する年又はその年の翌年以後5年間ににおける各年のいずれかの年において365回以上あることが見込まれる場合に、それらのうち365回以上あるいずれかの年及びその年において見込まれる臨時開庁承認の回数を記載する。</p> <p>「上記見込みの合理的な基礎」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数）が、当該届出の日の属する年又はその年の翌年以後5年間ににおける各年のいずれかの年において365回以上客観的に</p>	<p style="text-align: center;">(新規)</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>見込まれることの合理的な基礎（例：届出区域の地域的特性、物流状況等を考慮した上で、法第 101 条第 5 項の規定の適用による臨時開庁手数料の軽減及び当該届出区域の他の施策の誘発効果等を含めた試算）を具体的に記載する。</p> <p>「届出区域を管轄区域とする税関官署の名称」欄には、届出区域を管轄区域とする税関官署の名称（当該税関官署が二以上ある場合には、該当する全ての税関官署の名称）を記載する。</p> <p>「備考」欄には、届出区域に所在する港湾施設等の説明、届出区域の範囲についての補足説明等について明瞭に記載するものとするが、これらの事項が記載された文書、図面等の参考資料を添付することにより、その記載を省略することができる。</p> <p>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）(C - 9300)</p> <p>(1) ~ (4) (省略)</p> <p>(5) 「3 特例輸入者となった・法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9 - 8 又は <u>94 - 2</u> において準用する <u>7 の 9 - 8 の規定</u> を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄</p> <p>イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載する。</p> <p>ロ ~ ニ (省略)</p> <p>(7) 「6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄</p> <p>イ ~ ニ (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた主な帳簿の種類名称及び承認した所轄税務署等を記載する。 また、過去 1 年間以内の第 8 条による承認の取消しの有無及び取り消されて場合はその年月日も記載する。</p>	<p>関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書（帳簿）(C - 9300)</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 「3 特例輸入者となった・法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達 7 の 9 - 8 又は <u>94 - 8</u> の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第 94 条第 1 項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄</p> <p>イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「ワークステーション」のように記載する。</p> <p>ロ ~ ニ (同左)</p> <p>(7) 「7 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄</p> <p>イ ~ ニ (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) 「8 その他参考となる事項」欄には、国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認（前記 2 にいう承認）の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた主な帳簿の種類名称及び承認した所轄税務署等を記載する。 また、過去 1 年間以内の第 8 条による承認の取消しの有無及び取り消されて場合はその年月日も記載する。</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>関税関係書類の電磁的記録等による<u>保存</u>の承認申請書（書類）(C - 9310)</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5)「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(6)「5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載する。</p> <p>口及び二（省略）</p> <p>(7)（省略）</p> <p>(8)「8 その他参考となる事項」欄には、<u>国税関係書類</u>の電磁的記録等による保存の承認の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた<u>主な書類</u>の種類名称及び承認した所轄税務署等を記載する。</p> <p>また、過去1年間以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消されて場合はその年月日も記載する。</p> <p><u>関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書（スキャナ）</u> <u>(C - 9315)</u></p> <p>(1) 申請先税関長 <u>申請先の税関名を で囲む。（複数の税関長に提出する場合には複数の税関名を で囲む）</u></p> <p>(2) 本文 <u>特例輸入者が申請する場合は「関税法第7条の9第2項」の文字を、それ以外の輸入者が申請する場合は「関税法第94条第2項」の文字をそれぞれ で囲む。</u></p> <p>(3)「1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等」の各欄</p>	<p>関税関係書類の電磁的記録等による<u>保存等</u>の承認申請書（書類）(C - 9310)</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5)「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(6)「5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、<u>例えば「ワークステーション</u>」のように記載する。</p> <p>口及び二（同左）</p> <p>(7)（同左）</p> <p>(8)「8 その他参考となる事項」欄には、<u>国税関係帳簿</u>の電磁的記録等による保存等の承認（前記2にいう承認）の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた<u>主な帳簿</u>の種類名称及び承認した所轄税務署等を記載する。</p> <p>また、過去1年間以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消されて場合はその年月日も記載する。</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>イ 「書類の種類名称」欄には、承認を受けようとする書類の種類名称を「検収書」等のように記載する。</p> <p>ロ 「ファイル形式」欄は、例えば、PDF、JPEG、TIFなどのファイル形式を記載する。</p> <p>ハ 「書類の保存に代える日」欄には、承認を受けようとする書類の電磁的記録をもつて書類の保存に代える日を記載する。</p> <p>ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>ホ 「入力方式」欄は、承認を受けようとする書類の種類ごとに採用する入力方式の（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>ヘ 「法第4条第1項、法第5条第1項の帳簿備付」欄はそれぞれの承認を受けようとする書類に対応する帳簿が法第4条第1項又は第5条第1項の承認を受けているものでありその備付の有無により「有」又は「無」を で囲む。</p> <p>ト 「関連帳簿」欄には、承認を受けようとする書類との関連付けを行う帳簿の名称を記載する。</p> <p>(4) 「2 所轄外税関長を経由して提出する理由」欄には、この申請書を所轄外税関長を経由して提出する場合に、その理由を記載する。</p> <p>(5) 「3 特例輸入者となった・法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者が、関税法基本通達7の9-8又は94-2において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）」欄には、特例輸入者として承認された又は法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の日を記載する。</p> <p>(6) 「5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要」の各欄</p> <p>イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載する。</p> <p>ロ 「メーカー名」「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを で囲む。</p> <p>ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載する。 なお、「運用形態」欄で「委託」に を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載する。</p> <p>(7) 「6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄は、次に</p>	

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p><u>より記載する。</u></p> <p><u>イ 共通の記載方法</u></p> <p>申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の（チェック欄）にレ点を記入する。</p> <p>〔 〕内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載する。</p> <p><u>ロ 個別の記載方法</u></p> <p>「(2) 電子署名の付与に関する措置」欄には、電子署名及び認証業務に関する法律における特定認証業務の認定を受けた認証局又は商業登記認証局の名称を記載してください。</p> <p>「(3) タイムスタンプの付与に関する措置」欄には、財団法人日本データ通信協会が認定する業務を行う事業者名を記載する。</p> <p>「(5) 記載事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要」の各欄</p> <p>a 「区分」欄は、該当する文字をで囲む。</p> <p>なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載する。</p> <p>b 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品等をそれぞれ記載する。</p> <p>c 自己が開発したプログラム以外のプログラムを使用する場合には、「使用者名等」及び「プログラム言語」をそれぞれ記載する。</p> <p>ハ 「(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記載事項の関連性の確認に関する措置」欄は、書類と帳簿に一連番号や伝票番号を付すなどして関連性をもたせる方法のほか、他の書類を確認すること等によって帳簿との関連性が確認できるなど、他の方法による場合は上記以外の方法へ記載する。</p> <p>二 「(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含む。）以外のプログラムを使用するときは、システムの概要を記載した書類及びシステムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はない。</p> <p>なお、「訂正削除管理機能」とは、承認申請書6(5)に記載した電子計算機処理システムをいう。</p> <p>ホ 「(9) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な書類の種類名称を記載する。</p> <p>なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその書類の種類名称をまとめて記載する。</p> <p>(8) 「7 その他参考となる事項」欄には、国税関係書類の電磁的記録による保存の</p>	

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p><u>承認の有無及び承認を受けている場合は、承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日、承認を受けた主な書類の種類名称及び承認した所轄税務署長等を記載する。</u></p> <p><u>また、過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無及び取り消された場合はその年月日も記載する。</u></p> <p>関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C - 9320）</p> <p>(1)～(5)（省略）</p> <p>(6)「5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載する。</p> <p>口～二（省略）</p> <p>(7)～(9)（省略）</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 (C - 9330)</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4)「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称」の各欄 イ及び口（省略） ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合には「スキャナ」の文言の前の（チェック欄）にレ点を記入する。 なお、法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめるときは、両方の文字を で囲むとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に法第4条の承認年月日と法第5条第3項の承認年月日を併記する。</p>	<p>承認済関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書（中途）（C - 9320）</p> <p>(1)～(5)（同左）</p> <p>(6)「5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄 イ 「区分」欄は、該当する文字を で囲む。 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「ワークステーション」のように記載する。</p> <p>口～二（同左）</p> <p>(7)～(9)（同左）</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書 (C - 9330)</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4)「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称」の各欄 イ及び口（同左） ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の文字をそれぞれで囲む。</p> <p>なお、法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめるときは、両方の文字を で囲むとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に法第4条の承認年月日と法第5条第3項の承認年月日を併記する。</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧
<p>二（省略）</p> <p>(5)（省略）</p> <p>(6) 「4 その他参考となる事項」欄には、法第5条第3項（電磁的記録による保存から COM による保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COM による保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載する。</p> <p>また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第1項の届出の状況等を記載する。</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C - 9340）</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4)「2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称」の各欄イ及び口（省略）</p> <p>ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COM による保存の場合は「COM」の、スキャナによる保存の場合には「スキャナ」の文言の前の（チェック欄）に点を記入する。</p> <p>二 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>(5)（省略）</p> <p>(6) 「4 その他参考となる事項」欄には、システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を画面に出力して保存することとした場合、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の書類及び残りの保存期間を記載する。</p> <p>また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第2項の届出の状況等を記載する。</p> <p>輸入差止申立書（T - 1870）</p>	<p>二（同左）</p> <p>(5)（同左）</p> <p>(6) 「4 その他参考となる事項」欄には、法第5条第3項（電磁的記録による保存から COM による保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COM による保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載する。</p> <p>また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第1項の届出の状況等を記載する。</p> <p>関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（C - 9340）</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4)「2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称」の各欄イ及び口（同左）</p> <p>ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿書類の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の文字を、COM による保存の場合は「COM」の文字をそれぞれで囲む。</p> <p>二 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿書類に係る保存媒体の保存場所を記載する。</p> <p>(5)（同左）</p> <p>(6) 「4 その他参考となる事項」欄には、システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を画面に出力して保存することとした場合、要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿書類の書類及び残りの保存期間を記載する。</p> <p>また、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合は、国税における第7条第2項の届出の状況等を記載する。</p> <p>輸入差止申立書（T - 1870）</p>

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新	旧												
<p>「整理No.」～「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」（省略）</p> <p>「識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害物品の輸入に関する参考事項」（省略）</p> <p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p><u>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</u></p>	<p>「整理No.」～「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」（同左）</p> <p>「真偽の識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害物品の輸入に関する参考事項」（同左）</p> <p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格を含む。）外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p>												
輸入差止情報提供書（T - 1920）	輸入差止情報提供書（T - 1920）												
<p>「整理No.」～「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」（省略）</p> <p>「識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害物品の輸入に関する参考事項」（省略）</p>	<p>「整理No.」～「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」（同左）</p> <p>「真偽の識別ポイント」欄には、侵害物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害物品の輸入に関する参考事項」（同左）</p>												
<u>その他</u>	（新規）												
<p><u>関税法基本通達 89 - 6(3)に規定する教示は、次の表の第1欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第2欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">第1欄</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">第2欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第1040号</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第7007号</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第1041号</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第7007号</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第1045号</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第7007号</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第1050号</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第7007号</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第1070号</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">税関様式C第7007号</td></tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	税関様式C第1040号	税関様式C第7007号	税関様式C第1041号	税関様式C第7007号	税関様式C第1045号	税関様式C第7007号	税関様式C第1050号	税関様式C第7007号	税関様式C第1070号	税関様式C第7007号	
第1欄	第2欄												
税関様式C第1040号	税関様式C第7007号												
税関様式C第1041号	税関様式C第7007号												
税関様式C第1045号	税関様式C第7007号												
税関様式C第1050号	税関様式C第7007号												
税関様式C第1070号	税関様式C第7007号												

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)

新		旧
税関様式 C 第 1140 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 C 第 1175 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 C 第 3350 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 3360 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 3420 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 5060 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 C 第 6000 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 6020 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 6040 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 9050 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 9080 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 9120 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 9150 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 9200 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 C 第 9360 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 C 第 9370 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 T 第 1005 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 T 第 1260 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 T 第 1700 号	税関様式 C 第 7008 号	
税関様式 T 第 1710 号	税関様式 C 第 7008 号	
税関様式 T 第 1800 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 T 第 1810 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 T 第 1850 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 T 第 1860 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 T 第 1890 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 T 第 1910 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 T 第 2056 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 F 第 1282 号	税関様式 C 第 7009 号	
税関様式 F 第 1300 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 V 第 1120 号	税関様式 C 第 7007 号	
税関様式 S 第 1025 号	税関様式 C 第 7007 号	

新旧対照表

(記載要領及び留意事項)